

広島県告示第八百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 緑井八丁目十八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐南区		緑井八丁目			二九七番一	標柱一号
					三三三番一	標柱二号、 三号及び四号
					二九〇番二	標柱五号
					二九五番二	標柱六号
					二九五番二地先水路敷	標柱七号